

勸告書

2018（平成30）年9月19日

旭川刑務所

所長 中間 篤則 殿

旭川弁護士会

会長 井上 雄



当弁護士会は、申立人 [REDACTED] にかかる人権救済申立事件につき調査した結果、貴刑務所に対し、下記のとおり勸告する。

記

第1 勸告の趣旨

当会は、貴刑務所に対し、以下のとおり勸告する。

被収容者を監視カメラ付き居室へ収容してカメラ監視を実施する場合には、カメラ監視行為が被収容者のプライバシーの権利（憲法13条）を侵すおそれ大きいことを踏まえ、やむを得ずカメラ監視行為を開始したとしても、カメラ監視は相当の範囲内の方法により必要最小限度の態様で行うにとどめ、かつカメラ監視をすべき必要性がなくなったときには、直ちにカメラ監視をやめるべきである。

貴刑務所がした申立人に対するカメラ監視行為は、平成27年11月26日以降については申立人のプライバシーの権利の侵害である。

第2 勸告の理由

別紙調査報告書記載のとおり。

以上